

第6回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

開催日 平成16年6月2日

開催場所 森吉町コミュニティセンター(森吉町米内沢)

会議次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議 題
 - (1) 報 告
 - ・前回報告(報告第17号)の訂正について
 - ・報告第18号 新市名称候補作品の選定結果について
 - (2) 協 議
 - ・協議第25号 公共的団体等の取扱いについて
 - ・協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて
 - ・協議第27号 慣例の取扱いについて
 - ・協議第12号 新市の名称について(継続協議)
 - (3) 提 案
 - ・協議第28号 国民健康保険事業の取扱いについて
 - ・協議第29号 介護保険事業の取扱いについて
 - ・協議第30号 消防団の取扱いについて
 - ・協議第31号 行政区の取扱いについて
5. そ の 他
6. 閉 会

出席者の状況

出席委員

鷹 巣 町 長	岸 部 陸	鷹巣町議会議長	清 水 修 智
鷹巣町議会議員	簾 内 順 一	鷹巣町議会議員	千 葉 文 吉
鷹巣町	今 野 實	鷹巣町	和 田 テヱ子
合 川 町 長	佐 藤 修 助	合川町議会議長	佐 藤 吉次郎
合川町議会副議長	吉 田 芳 雄	合川町議会議員	和 田 三九郎
合川町	成 田 道 胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴 木 孝 子		

森吉町長 松橋 久太郎	森吉町議会議長 庄 司 憲三郎
森吉町議会議員 桜井 忠雄	森吉町議会議員 春日 一文
森吉町 佐藤 金正	森吉町 片山 信隆
森吉町 畠山 慎咲	
阿仁町長 濱田 章	阿仁町議会議長 山田 博康
阿仁町議会議員 山田 賢三	阿仁町議会議員 小林 精一
阿仁町 佐藤 昭春	阿仁町 三杉 誉子
阿仁町 菊地 忠雄	

出席の幹事及び事務局

(幹事) 幹事長 吉田 茂	副幹事長 柴田 信勝
副幹事長 恵比原 脩	副幹事長 工藤 博
鷹巣町総務課長 今畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長 村上 儀平
合川町総務課長 松岡 宗夫	合川町総務課長補佐 杉 渕 敬輝
森吉町総務課長 加賀 隆久	森吉町企画観光課長 奈良 尚里
阿仁町総務企画課長 鈴木 美千英	阿仁町財務課長 田口 惣一
(事務局) 事務局長 斎藤 彦志	事務局次長 佐藤 満 ほか

会議の経過について

事務局： ただいまから第6回目の鷹巣阿仁地域合併協議会を開催させていただきます。宜しくお願い申し上げます。それでは岸部会長からご挨拶をお願い申し上げます。

岸部会長： 皆様ご苦労様です。私達の会も地域の皆さん達から非常に注目を受けながら第6回となった訳でございますけども、本日また報告2件とそれに協議が4件ございます。その中にも非常に重要なものばかりですけれども、新市名称選考小委員会の結果が報告されますし、今日はその事に付いても皆さんにご協議頂く事になります。ひとつ宜しくお願い致します。

事務局： 続きまして本日の会議でございますがただ今の所1名の委員の方がまだお見えになっておりませんが、現在のところ28名の委員の皆様のご出席を頂いてございます。という事でございまして規程10条第1項の規定によりまして本日の会議が成立致します。皆様にご報告申し上げます。それではその前に皆様の資料についてまた確認させていただきます。宜しくお願いします。最初に先週皆様のお手元に配布致しました資料の方でございますが今一度

ご確認の程をお願い申し上げます。最初に次第がございます。次に前回17報告の訂正と言うことで訂正させて頂いておりますので、そちらの方の資料が在ると思われま。その次に報告第18号という事で新市名称選考小委員会からの選定結果についてということで18号の準備しております。次にそれを受けましての協議第12号、こちらの方は継続協議ということでございますが12号新市の名称についてという事で資料を差し上げてございます。それから資料番号1番、2番、3番という事で番号増やしてございますがそちらの方も事前に配布ということでご確認のほどお願い申し上げたいと思います。それから本日それぞれのテーブルに資料を準備してございます。資料ナンバー4番という事で1番2番3番に続く参考資料という事で準備をさせていただいております。次に次回協議会、7月1日に阿仁町会場を予定しておりますけれども、こちらの方に提案、協議されます資料という事で28号、29号、30号それから31号という事で協議資料を準備してございます。以上でございます。今一度ご確認の程宜しくお願い申し上げます。それではこれから岸部会長に議長を、宜しくお願い申し上げます。まして議事の方ご進行願いたいと思います。

岸部会長： それでは本日の会議に入ります。はじめに本日の会議録の署名委員を指名致したいと思。当地域の2号委員の桜井委員さんとそれから3号委員の片山委員さん宜しくお。願。い。す。それでは早速ですが最初に第5回協議会での報告第7号を、事務局より再度報告致しますので、なにとぞご了解を宜しく願。い。いた。し。ます。事務局の方から説明下さい。

事務局： それではお手元の資料の最初の資料中に、新市名称募集結果の訂正と言う資料があると思。い。ます。ので。ご。覧。に。な。っ。て。下。さ。る。よ。う。に。お。願。い。致。し。ます。前回の第5回協議会で報告致しました、報告第17号で事務局の誤りがありましたので訂正させていただきます。なにとぞ宜しくお。願。い。申。し。上。げ。ま。す。応募総数及び応募の人数には変わりございませんが有効作品数を1,220に、それから種類別作品数を469件に訂正させていただきます。その中身を申し上げますと、無効とした作品の中で有効と決定した物が1件。それから種類別作品においては資料の通り記載の誤りと名称の追加措置の関係で469種類となりましたのでご了解の程お。願。い。申。し。上。げ。ま。す。別紙の資料の3ページをお開き下さい。3ページの網掛けをする部分でござ。い。ま。す。が、32番、79番、80番、90番です。それから5ページの133番、7ページの209番、213番、9ページの279番、11ページの330番と347番、13ページに442番、これが新たに追加なりますので宜しくお。願。い。申。し。上。げ。た。い。と。思。い。ま。す。

岸部会長： ただ今事務局から説明がありましたけれども、どなたか何か質疑でもございましたら。

(はいの声あり)

岸部会長: はい、どうぞ。

森吉町春日委員: 森吉の春日です、ただ今訂正がありましたがこの469件の中にですね、既存の市名が入ってるんですね。例えば65番の大野市、これは福井県にあります。67番の大町市、これは長野県にありますね。それから428番の大和市これは神奈川にあります。こうしたものを抜こうとすべきだと私は思うんですけども、さらに「美郷市」だとか「新生市」は読み方によっては既存の市と間違ふようなものがあります。そうしたものを事前に考慮すべきであったと私思うんですけど、せっかく訂正するんでしたらそうしたものを含めて訂正して貰いたいと思います。

岸部会長: 三杉委員長さん何かご意見ございましたら。

阿仁町三杉委員(新市名称選考小委員会委員長): 大変申し訳ございません。そこまで思い至らなかったというのが実際の所でございます。皆様からいただいたもの、それを尊重する。そしてここで使われているというのは現在私達の住んでいる地域の中の町名ですね、そこにだけは配慮致しましたけれども、広くそこまでは思い至りませんでした。

岸部会長: はい、有り難うございました。応募要領の所にも、その辺の所断っていなかったんですね、したがって入ってるという事です。

森吉町春日委員: 最初の事務局の説明にありましたようにね、総務省では既存の市名、行政名は外すようにという指導があったと伺っておりますけども。

岸部会長: 事務局の方でどうぞ。

事務局: かつては既存の名称を使わないようにとのことでございましたけども、それが指導に変わりました自治体の方で決めて下さいと言うことですので、既存の市名と同じでも基本的、法律的には違反では無いという格好になっております。

岸部会長: 宜しいございますか。今委員会の方からですね今までの経過とか説明が、候補の名称が挙がってきますのでその中でもし問題がありましたらもう1度という事にいたしまして、一応これはこれで認めて宜しゅうございますか。

(はいの声あり)

岸部会長： はい、有り難うございました。それではそのようにさせていただきます。それでは報告の第18号の新市名称候補作品の選定結果に入ります。最初に小委員会の三杉委員長さんの方から、報告願いたいと思います。宜しくお願いします。

阿仁町三杉委員(新市名称選考小委員会委員長)： 新市名称候補作品選定についてご報告します。この事について新市名称選考小委員会において標記新市名称候補作品を選定しましたので、これまでの会議の経過と合わせて次の通り報告します。

1. 会議の経過

第1回新市名称選考小委員会

期日 平成16年4月28日水曜 第4回合併協議会終了後

会場 合川町農村環境改善センター

出席委員 12名

内容 委員長・副委員長の選出、小委員会における新市名称候補作品の選考方法について、協議スケジュールについて、その他

第1回正・副委員長会議

期日 平成16年5月11日火曜 午前10時から

会場 鷹巣町役場・第1会議室

出席 委員長三杉営子、副委員長片山信隆

内容 応募作品の確認について、作品の有効及び無効の決定について

第2回選考小委員会の内容について

選考小委員会委員による第1次選考

期間 平成16年5月12日水曜から16日日曜

第2回新市名称選考小委員会

期日 平成16年5月17日月曜 第5回合併協議会終了後

会場 鷹巣町中央公民館

出席 委員11名、欠席檜森委員

内容 第1次選考の結果について、第2次選考新市名称候補作品の選定について

選考小委員会委員による第1次選考第2回目追加措置

期間 平成16年5月24日月曜から27日木曜

第2回正・副委員長会議

期日 平成16年5月28日金曜 午前10時から

会場 鷹巣町役場大会議室

出席 委員長三杉誉子、副委員長片山信隆

内容 第1次選考結果追加措置について、第2次選考作品名及び選考理由の決定について、第6回合併協議会への報告事項について

2. 協議結果新市名称候補作品の選定

上記の会議及び選定作業を経て、別紙の通り新市名称候補作品を選定しました。ここでステージをご覧ください。11の候補作品を皆様にご紹介致します。尚、参考として先回に10候補、10位までの作品提示を要望されておりましたのでそこに掲げております。合わせてご覧ください。それではただ今発表致しました新市名称候補作品選定結果、それにつきます選定理由をこれから読み上げます。1、秋田北市。選定理由・秋田県の北に位置していることと、大館能代空港の愛称と同じ読みで馴染みやすく、その知名度を生かして全国にアピール出来る。2、秋田内陸市。位置的に秋田県の内陸であることと、秋田内陸線の中心地域であるため、対外的なアピールが可能。また恵まれた広大な自然と資源を生かした地域の発展をイメージ出来る。3、大野台市。広大な土地を有する大野台は、鷹巣、阿仁部の中心地域として先人が開発を手がけてきたもの。広々とした空間に新市の発展を期す願いがこめられる。4、北秋田市。地理的に市名と所在地が明確で、歴史的にも古くから北秋田郡の名で親しまれており、地域に根ざしたのものとして、県内外にも発信出来る分かりやすい名称である。5、北あきた市。将来の大館圏域をも含んだ広域合併を想定した場合、秋田県北部の都市であることを明確に表現できる。「あきた」をひらがなでソフトにすることで、地域の発展と人々の和らぎを目指すものである。6、秋北市。地域住民が慣れ親しんできた北秋田郡のうち、2文字を将来に亘って温存することと合わせて、この名称からは地理的位置も分かりやすく、語感も良い。6、鷹阿市。古くから政治、経済、文化圏が形成され発展してきた広域圏がひとつに合体されることから、住民にも親しみやすく、鷹巣阿仁圏域を象徴する名称である。8、北央市。秋田県北部の中心に位置する地域の今後の発展を期し、かつ、県北地域において中核的な存在になることを願うものである。9、北秋市。かつてより、大館市を除くこの圏域は北秋と表現され、住民から親しまれてきた。言葉の響きも良く、北秋田地方の別称として理解されやすい。10、北杜市。秋田県北部に位置する4町は、自然美あふれる広大な林野に抱かれる北の杜・北の都としてイメージでき、将来の発展を期したい。11、米代市。米代川流域の市として、悠々の流れの如く人々の和と地域の発展をもたらすイメージがある。県内有数の河川からの命名として、県内外にアピールできる。以上11作品選定結果及び選定理由でございました。終わります。

岸部会長： 委員の皆さんは、ここまで選定するには大変だったと思いますけれども、委員長さんは

じめ本当に御苦勞様でございました。これは後ほど協議にいたしますので、ここはまずこれで終わりたいと思います。それでは早速協議の方の第25号、公共的団体等の取扱いについてから入りたいと思います。これは事務局の方から説明して下さい。

事務局： それでは、先回配布しております別冊の中の協議第25号でございます。公共的団体等の取扱いでございます。調整の内容といたしましては、公共的団体等については新市の速やかな一体性を確立するためそれぞれの事情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。これについて現在お手元の資料には26の団体がありますけども、この4町のなかで全部で81団体あるそうでございます。それについて主なるものを載せております。これについて2ページにあります通り公共的団体の取扱いに関する考え方、1が公共的団体の定義。2が公共的団体の取扱いとして協議するものと記載しておりますけども、この様な形でまず協議をしていただきたいとおもいます。以上ですので宜しく願い申し上げます。

岸部会長： それではただ今の提案につきまして、調整内容につきましてのご意見ございましたら、どうぞ。

(はいの声あり)

岸部会長： はいどうぞ。小林さん。

阿仁町小林委員： 阿仁の小林ですけど、26団体のうちですね、既にそれぞれの団体の中では事前に、4町のさる団体のスタッフが集まって協議してるらしいんですけど、それは事務局とか合併協の指導に基づいてやっておられるのか、そしてまたそれぞれの団体の協議の結果をこれからも尊重していくのかです。事務局の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

岸部会長： はい事務局の方でその辺把握してますか。

事務局： 現在事務局としては指導はしておりません。そしてそれぞれの現在新聞等で見ている通り商工会なり、そちらの方のいろんな各種団体が統合に向けては、社会福祉協議会なんかも含めて話し合いがなされております。それぐらいしか現在は把握しておりません。

岸部会長： 宜しゅうございますか。他にございませんでしょうか。調整の仕方についてご意見あるいは不明な点がございましたら、それではこういう調整の仕方ですべて進めて宜しゅうございますか。

(はいの声あり)

岸部会長： 有り難うございました。それじゃそのように決定させていただきます。それではその次の協議の第26号補助金、交付金等の取扱いについてそれを事務局より説明下さい。

事務局： 補助金、交付金等の取扱いについてでございます。説明の資料の訂正が1箇所ありますのでお願いします。3ページの婦人会補助金、阿仁町の所が空欄になっておりますけども、事務局の方のミスで阿仁町婦人会補助金というのがあるそうでございまして、ご記入して下さいようにお願いしたいと思います。それでは調整の内容でございますけども、4町の補助金、交付金等につきましては従来からの経緯、実情等に配慮しながら、配慮し新市において検討するものとする。(1)といたしましては4町で同一あるいは同種の補助金等については、出来るだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。(2)は4町独自の補助金については従来の実績を尊重し、地域全体の均衡を保つように調整するものとする。(3)が他の補助金等に整理統合できる補助金については統合の方向で調整するものでございます。それで現在の平成16年の当初で4町の全部の当初予算のなかで補助金というのは、総件数でいけば425件あるそうです。その内同一のものを含めると、同一のものが332です。総額では約8億6千万円の予算総額となっているそうでございます。4町の状況はこういう状況でございます。以上でございます。

岸部会長： ただ今の調整内容の説明につきましてご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ春日委員さん。

森吉町春日委員： 先の25号の中にも26号の中にも、町を2分した町長選挙の争点にもなった鷹巣の福祉公社。それから議会に百条委員会まで作られた訳ですが、記載に載ってないですけどもこれは公共的団体ではないし、補助金も交付しないということでしょうか。

岸部会長： 事務局の方でどうぞ。

事務局： 平成16年度については補助金は出してないという事で、ここには載せておりません。

森吉町春日委員： 16年度に補助金は交付しないということですが、新市においてもそうすると公社に、福祉公社に対しては補助金を交付しない。したがって協議調整する必要は無いということでしょうか。

岸部会長：何か事務局で意見ありますか。

岸部会長：私の方から説明します。公社の方に対する補助金というふうなものは今はございません。昨年から無いです。たぶん運営補助金のことをおっしゃっていると思いますが。

森吉町春日委員：あのですね現在は無いという説明ですが、設立に当たっては1億円位の出資金ですよ。全く公共的団体だと私は思うんですが、それと補助金は別といたしましても事業を今度町からの委託、福祉事業、保険介護ぐるみの事業されてると思うので、必ずやこれ新市の中で他の町で実施している事業とオーバーラップする部分もあるし、全く別の事業もあるので調整せざるを得ない重要な問題だと私は捕らえておりますが、公共的団体にも出てこない補助金は16年度交付しないから調整する必要もないという事であれば、これはどのような形で残していくのか、どういう新市が取り組んでいくのか大変大きな問題になるうかと思っておりますが、やはりまな板の上で上げて調整するべきものではないかなと、次回の協議になる介護保険の事業とも絡んできますので是非ですね、説明資料をあるいは出していただいて協議内容に加えていかなければ、大きな問題、後で大きな問題になるのでは無いかと思っております。

岸部会長：分かりました。事務局の方でどうぞ。

事務局：福祉公社につきましては公共的団体等には入ります。この表に載ってなかったというのは横並びの方の関係で揃いました関係上、単独でありますので団体として主な大きな団体ではありますけども表には外れております。また具体的な報告につきましてはこれからの福祉事業の機会でも再度また協議するという事です。

岸部会長：宜しいですか。次の福祉事業の時にですねその資料、今おっしゃられた資料と揃えて協議するように致します。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ小林委員さん。

阿仁町小林委員：補助金はですねピンからキリまであって何千万単位から一万単位までであると思っておりますけれど、その線引きはしてるんでしょうか。例えば連載の補助金の全部これ入ってっという理解でいいんでしょうか、それとも入っている額以上だけ出したという理解でいいんでしょうか。

岸部会長：事務局の方でお願いします。

事務局：16年度当初予算の各町の予算に計上するのを額の多少に関わらず全部載せております。

岸部会長：他にございませんでしょうか。はい春日委員さんどうぞ。

森吉町春日委員：今、小林委員さんの答弁で事務局は全部載せていると言っていますが、私の見る限りはかなり抜けてますね。おそらく各町で新年度予算を審議する段階でそれぞれ町内団体、あるいは町名含めて補助金の1割を出しているはずですね。それがなきゃ審議出来ませんから。全部出したら如何ですか。全部載ってるというのですが私見る限りでは載ってないのがかなりありますよ。

岸部会長：はいそれじゃ事務局どうぞ。

事務局：今の答弁をちょっと訂正致します。本日掲載のものは主なものとして47件でございます。全体の総件数としましては同一のものを1件とすれば332でございます、これは全て補助金を出してるものの件数でございます。

岸部会長：宜しゅうございますか、332件ですがまだ足りません。まあいずれこれも一覧に出して貰うということです。これを事務局の方で一覧に出せますね。宜しいですか。はいじゃ一覧を出して貰うように致しますから。それでは他にございませんでしょうか。宜しいございますか。それでは第26号は無しと言うご意見もありますので、この様に協議内容を決定させていただきます。それでは第27号の慣行の取扱いについてに入りたいと思います。事務局より説明願います。

事務局：協議第27号でございます。調整の内容は、1が市章、花、木、鳥等の慣行については新市において調整、決定するという調整内容でございます。各、右の方には調整の方針の具体的な内容というものでそれぞれ記載していますので、それに基づいての調整内容でございます。

岸部会長：宜しゅうございますか。今の説明で何かご意見ございましたらお願いいたします。これで進めて宜しゅうございますか。

(はいの声あり)

岸部会長： はい、その様にさせていただきます。宜しゅうございますね。それでは第27号につきましては慣行の取扱いについて、そう言う方向で進めることに致します。それでは継続協議となっております協議第12号新市の名称についてをお諮り致します。ただ今ステージの方にありますように11の名称が選ばれました。これは50音順に並んでございます。従いましてどれがどうと言うふうな事は無いと、事務局の方ではどれが多かったかというふうな事は把握してるんですが、これは委員の皆様も誰も分からないのであります。これをどのようにして絞って、絞り込みましたら宜しいでしょうか、ご意見を伺いたいと思います。はい小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員： 11候補名を選んだ経緯についてお聞かせ、詳しく説明していただければ。どうして11になって、どういう形で選んだのかということをおねがいします。

岸部会長： 経緯につきましては先ほど説明しましたけど、三杉委員長さんもう1度説明して下さい。どうして11になったかという事です。

阿仁町小林委員： 例えば前回はですね小委員会の方が5つの名前を自分で挙げて、これトータルしますと60なりますけど。その中から上位11選んだとか、その辺のところ結構です。

岸部会長： はい分かりました。じゃお願いします。

阿仁町三杉委員(新市名称選考小委員会委員長)： 数にはあくまでこだわらないで決めましょうと言うことで、話し合いで決まりました。それで前回は10についてと言うお話をしましたけど、色々お話し合っているうちに11になりました。で、応募の中にも10程度とありましたので11をじゃあ皆さんにお示ししましょうという事、そしてその観点は広く名前を皆さんから公募したわけですけれども、位置的に「あ、あの辺かな」と分かることひとつ、それから歴史的な、今までの歴史的にこう価値を求めた名前という事もありましたのでその点ひとつ、それから新しい市ですからこれから全国にアピールできる名前、だいたいそう言う観点で委員の皆様から出されたことを基に話し合いまして、11に決めさせていただいております。以上です。

岸部会長： 有り難うございました。これを今さらに絞り込んで行くわけでございますけども、どのような方法が宜しいでしょうか。もし無ければこれまでのよその事を参考までに、事務局の方で分かっていることをお知らせ下さいませんか。

事務局： それではご報告申し上げます。県内先進事例地域たくさん有るわけでございますけれども、事務局で一通り調べたところによりますと、まずは今日この様な形で候補作品を提示致します。それを受けましてまず数点を絞り込むと、この協議会で絞り込むという作業に入りますが、それが一番多いのが投票で3点もしくは数点を皆さん、委員の方々全員によって投票で決すると、そして出たところ数点につきましてそれもまた協議で決めるか、また決選投票と申しますか、その様な選定方法もございます。いずれ大方県内の先進地事例を調べたところその様なやり方があるということでございます。以上です。

岸部会長： はい。投票によって幾つかに絞り込むと言う方法がだいたいの様でございますけれど、如何でしょうかご意見は。委員の皆さん達から絞り込みの方法について何かご意見ございせんか。それでは事務局の予定はございますか。もうちょっと聞かないと事務局も迂闊に出せないという事です。それではどうぞご意見ありましたら、はい、はいどうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 11点の名前が出たわけですが、あまり数が多くてどの市の名前が一番いいかと戸惑いますので、まず協議会の委員がですね、この11点の中からまず3点位に絞って、そして出来上がったものをさらに協議するという段取りをしていただけないものかなと、私は思います。

岸部会長： はい有り難うございました。他にございせんか。どうぞ。

合川町小笠原委員： 合川町の小笠原です。今上がった名前を見て多分委員の皆さんは心の中で、だいたいこら辺がいいんじゃないかなというのを浮かんでいると思うんです。ですから投票もいいんですけども出来ればですね、まず最初の取り組みとして話し合いの中でだいたいの所をこう穏やかな形で決めればいいんじゃないかなというふうに思うんですが、どんなものでしょうかね。

岸部会長： 穏やかに決まれば一番宜しいんですが、えーと話し合いというのはどうでしょう。話し合いにするかそれとも絞り込み方法を山田委員さんのおっしゃいましたが、どういう絞り込みの仕方をするかという、3点位に絞るというんですけど。ご意見ございましたら。3点にどうやって絞り込みますかと、山田委員さんは3点に絞ると言いました。はいどうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： もちろん最終的には話し合いで満場で決めたいものだと思います。ただ

市の名称になってですね合併がせつかくの進んだものが途中でこうおかしい方向に向く、他の町村にもあるようでございますので、3点をですね、委員各自が一人1点ずつこの中から選んで、そして出来上がったものを後は話し合いで十分に検討されたらどうかと、こういうふうに思います。

岸部会長： 分かりました。今1点、一人各委員の皆さんが一人1点選ぶというのが山田委員さんの意見。それをこの中から話し合いで今度3点に絞ってですね、その中から話し合いで決めたらどうかと言うようなご意見でございます。はいどうぞ、山田委員さん。

阿仁町山田(博)委員： 阿仁の山田ですけど、選考委員会では5点選んだわけですよ。5点を選んだあの今委員長がお話されたようにやっぱりまゝ順番という分けじゃないけど尊重されたところはやっぱり数の多いところが尊重されたという結果でこの11点が出ていますので委員の皆さんが1点という事ではありますが、できれば一人から3点を選べば、大体さっき山田さんのおっしゃられたように大体多いところ落ち着くところがそのこのところじゃないかと思うんですよ。それで僕の意見としては、今11の名称出していただいてこれだ、これだという事になればですね色々大変ですので、むしろ3票投票してですね一番多いところに決めちゃう、それが一番いいのじゃないかなと思います。それが僕の意見です。

岸部会長： はい。山田委員さんは、3点持ち票でそれで一発で一番多いのにきめちゃおうというふうな事でした。はい、どうぞ。

森吉町桜井委員： 森吉の桜井です。山田委員さんの中でまず最初に私は投票でいった方がいいと思います。話し合いでは決まらないと思いますので。最後まで投票やった方がいいと思います。それで山田委員さんが言ったように、最初は1委員が3点を選んでそして選んだ順番ありますね、それを3点ぐらいにしてまたこの3点を各委員がその中から1点を選ぶ。そういう最後まで投票をやる方がスッキリしていいのではないかと、そう思います。

岸部会長： よろしゅうございますか。小笠原さんいかがでしょう。今話し合いでという方も、よろしゅうございますか。今の論はどこまでも投票で、というようなことですが。はい、どうぞ。小林委員さん。

阿仁町小林委員： 投票の間にですね、委員がなぜこの名前を自分で推薦したかという意見を交わす機会も一回はあっていいと思います。いきなり最初からゴールまで投票という問答無用

でなくて、やはり自分が推薦した3点がどういう理由で推薦されたということをですね、意見交換する場を1日設けて欲しいと思います。

岸部会長： そうするとそれぞれ3点について解説をするということですか。これもなかなか時間の問題とか同じものもあるだでしょうし。委員長さんから解説ございましたら。なにか他にございませんか。私、桜井委員さんにちょっとお聞きしますけども、一人3点という事でございましたよね。ひとつしかないとどうしますか。どうみても僕はひとつしかないという場合は。

桜井委員： これを見ると、あれもこれもとあるんですよ。

岸部会長： いや私ですね、3点以内ならどうかと思って今聞いたんですけどね。ご意見どうぞ。3票といっても3つ、強制的に3票ですか。ということは3票以内でいいということですね。じゃ皆さんいかがでしょう。そういう方法よろしいですか。簾内委員さんどうぞ。

鷹巣町簾内委員： ちょっと最初から11に選考されたんですけど、せっかく小笠原委員がこの中でやっぱり話し合いという余地もあるんじゃないかと、勿論すべて最後までというのではない訳で、ただ投票でばっかり行くというのは味気ないのではないのでしょうか。さもこの中の半分は議員なので選挙に慣れているかも知れないけれど、やっぱり11出てきたら常識的に、これは選考委員が11決めてくれたわけですけど、たとえば先ほど春日委員が言ったように、鷹巣の鷹とか阿仁の阿と、まずはこういうのは入れないようにしましょうと、旧阿仁とか合川とか鷹巣とか使わないようにしましょうという合意があったと思っていますので、7番はこれから投票前に削除すると。それから11番の米代市ですけど、全体がなるほど米代流域という事になるんですけど、阿仁が入ってないのでまずこれも除いていくと、というような格好で行くと話し合いであっこれは妥当だなということで5つくらいには絞れるんじゃないですか。それから、ひらがなはひとつなので、ひらがなが悪いというわけではないですけど、今回漢字だけでいきましょうとか、そうやってできれば5つくらいに絞られる、投票だけで全部決めるというのは知恵がなさすぎるのではないかと。やっぱり何事も少しは話し合いも必要だと思うんですけど、いかがなものでしょう。

岸部会長： はい。小笠原さんいかがですか。

小笠原委員： 自分のいいと思う名前を言えないような状況なのではないでしょうか。私は北秋田市がいいと思います。漢字のですね。それについてだめだとか、いいとかそういった話を一回した方が

いいんじゃないでしょうか。

岸部会長： はい、ありがとうございました。皆さん今日は時間もスムーズに協議が終わりましたので、もし話し合いの機会持ってもいいと思います。それからでも投票はすぐ終わりますので、それじゃ少し話し合いをしましょう。石井局長さんをお願いします。

秋田県石井委員： 名前がどうだとかという話です。こういうものを決めるときの私が今までやってきたことの参考資料として、一言例を申し上げたいと思います。実は、大曲で橋のルートを決めるとき、こっちだ、右だ、左だということで大変もめておりました。それを今風のPI方式という、住民参加型で決めてきたという点がございます。それは大変な、ルートを決めることでございますので、直接の利害があるところで大変なことございましたけども、それを決めたのやっぱりいきなり投票とかではなく、皆さん、簾内さんと小笠原さんがさっきおっしゃったとおり、話し合い。それは先ほど委員長から、たとえば位置を分かるようなとか、歴史に触れるようなものとか、新しい市と分かる、そういう基準を作りまして順番を踏んでやってきた。だから簾内さんがおっしゃったとおりそういった形で順番でやっていって、皆さんがやっているこのような話し合いをしながらこう段々つめていこうという方法、ここで基準で選んで行く方法。事務局にお願いしてとか、また委員会に戻してあと基準を作ってやる。色々ございますけどもそういう方法もございます。という事の例でございます。

岸部会長： はい有り難うございました。それでは今ここに11挙がっている訳ですけど、これ以外は一応無しにしてですね、それでご意見を色々賜りたいと思います。非常に大事なことですからどうぞ意見を言って下さい。はい、清水委員さん。

鷹巣町清水委員： 私も小委員会に入っているのであまり言いたく無いわけですが、やっぱり、11の中で今議論するのはちょっと容易じゃないと思うんです。従って3つに絞るために1つづつ書くのもいいでしょうし、3つづつ書くのもいいわけですが、3つなり4つに絞った段階で今簾内さんが喋ったような形で落として行く。やっぱり投票で決めるという事は私もあまり好まないの、最後みんなで話し合いをしてひとつに決めると言うことが最高だと思います。もしそれが出来なかったときにはやむを得ないやっぱり投票、という形で行った方が1番いいのではないかと、こう思います。

岸部会長： はい有り難うございました。いま幾つかに絞り込むというふうなのをどうやって絞るかという事があるんですよ。だからまず時間もう少しあるから、もうちょっと意見あったらどうですか。今簾内さんからも小笠原さんからも私はこういう理由でこれがいいという風なことを聞きました。

なるほどと思って意見を、自分の意見を変える方もいるかも知れません。何か意見ございませんか。最初から投票という事がありますか？。

森吉町畠山委員： 森吉の畠山です。私がかつ個人的に牛を飼っている関係、年間15～20の牛の名前を付けることで、まあネーミングにかけては得意と思っておりますが、子供が私5人ですので非常にネーミングに関しては一家言持っていると自負しておりますけども、ひとつこの私安心しましたのは鷹巣とか合川とかいうものがあまり流行らない中で、全体的にその位置的理解度とか歴史的なものをアピールと、どれも皆似たような感じ何ですよ。北も入ってれば北秋田、北秋。逆にしたのものもある。あと皆さんの投票というふうになってしまうのが非常に、やっぱりなんか割り切れない所があってやはり絞り込んだ中で尚かつその、まだもう一つあるのは合併した後に 市役所とか、それから 高校、それから 病院とか付くわけですよ。やっぱり私は自分でネーミングする時にやっぱり呼びやすいとか覚え易いっていうものがかなり入るので、中身はそんなに違いが無い様な気がするけど、最後にやっぱり例えば電話で話していると漢字も分からないような字では困るし、やはり分かり易い、呼びやすい、書きやすいという中で選んで貰えればこの11の中では差は無いんじゃないかというふうな気がします。

岸部会長： じゃひとつ候補を少し上げてみて下さいませんか。畠山委員さん。

森吉町畠山委員： まあこれ手前味噌になりますけど、私の牧場は北杜(ほくと)という名前を付けてるわけです。というのは私大野台に住んでおりますのですぐ向かいが北欧の杜ですし、森吉の森でなくてどうしてその杜かという風なことも合わせてですね、やはりそのこの地域木というふうな、森林とか林業という風なことでやっぱり木を入れたい。それからやはり大野台の台地という事で土を入れたいというような事がその杜の中に入ってるわけですね。そういう事で3本の森よりは木の杜の方がいいんじゃないかと。それからやはり秋田県の何処っていうのを示すのにやはり北以外に無いでしょう。やはり秋田北空港、それから JA 北央、秋田北。全部これ北が付いておりますね。やはり北というものを外せないという風な事で私は位置的には北、それからこのへんの自然風土を表すのにやはり杜というのが一番相応し、いいんじゃないかなというふうな、それと短いと、呼び方が短いというのもひとつの理由ですし、まあ私の牧場の名前が北杜なんでそう言った所より、それはそうなんですけど。私はそういう意味で私の牧場に北杜ってのを付けております。

岸部会長： はい有り難うございます。他にございませんか。はいどうぞ春日委員さん。

森吉町春日委員： 三杉委員長さんが説明されたように、また選定理由がここにあるようにですね
11 の候補の中にはそれぞれの理由付けがあるわけです。いま岸部会長はその思い入れと
いうかいうのをアピールして下さいって言ってますが、11あれば11通りあると思うんです。従
ってやはり桜井委員が言ったように候補を絞ってその中から選ぶという方が私はいいと思う
んです。それぞれの皆さんがそれぞれの候補について語れば今の畠山委員の様にみんな
思いを語ることになるので、絞り込んだ中で3つなり4つなり選んでその中から話し合いをする。
話し合いが駄目なら投票すると、そういう手順でやったらいかがでしょうか。

岸部会長： はい有り難うございました。ご意見ございませんか。賛成でございますか。

(はい、賛成の声あり)

岸部会長： 賛成でございますか。そうするとすぐ皆さんで3以内を投票するということですか。

(はいの声あり)

岸部会長： じゃ3つ以内1つでもいいということで。ゼロというのは困りますけども、3つ以内で選ん
でいただきます。用紙を配って下さい。

事務局： それでは事務局の方でただいまの決定を受けまして、会場準備をさせていただきますの
で、暫し時間を頂きたいと思います。会場中央付近に投票箱設置いたしまして、これからま
た投票に入っていただくという事をお願いしたいと思います。それから委員による投票という
事でございますので、規約には会長を除く委員という事を謳ってございますので、岸部会長
は投票なさらないという事で如何でしょうか。

事務局： 投票用紙の配布も合わせてお願い致します。公選法に則るわけでございますが、投
票箱に何も入ってないと皆様にご確認願いたいと思います。

岸部会長： 会長も投票に入っているかどうかって事を皆さんに計って下さいと言うことなんです
がどうですか。

(入って下さいの声あり)

岸部会長： 入っていいですか。分かりました。一番最後に一つ決める時に私が決めるものと思っていたんですが。

事務局： すみません。先ほど春日委員が、簾内委員さんの方から旧町の1部を使う、使わないという話がありましたけども、旧町の全てを使わないという事を決めましたけども、旧町の一文字とか組み合わせはいいという事に取り決めしましたもんですから、その点もご配慮願いたいと思います。宜しくお願いします。

事務局： 大変すみません。今、正副会長の話し合いで岸部会長も投票なさるという事でございますのでご了解願いたいと思います。それでは若干説明させていただきます。今まず協議によりまして 11 のなかから3点以内という事でございますので、一人で1点でも2点でも勿論構わないという事でございます。投票用紙ございますか手元に。投票欄という所がございますのでそちらの方に。丸印のみを記入して3点以内を選択して貰うという事でございます。もし仮にチェックとか、その他記号で記しても無効とさせていただきますので、その点あらかじめご了解願いたいと思います。丸印でもって3点以内を記載、記述して貰うという事でございます。

岸部会長： 3点ですね。

事務局： あと投票の結果を集計しまして皆様のお手前で、全部結果を公表するという事でございます。それから、投票立会人という事で集計の際には4町の議長の皆様に、集計作業が間違い無しといったところをご確認願いたいと思いますので、大変御難儀かけますが宜しくお願いしたいと思います。

事務局： それからいろんなパターンが考えられますけど、上位3点という事でございますので、例えば1位に3点入ればその3点以内と言うことになります。上位3点を選ぶといいましたけれども、3位が同点で複数点入ったとすると、1位、2位、3位、3位、3位ということで、「5点」選ぶという格好になり、上位3点にならないということによろしいでしょうか。

岸部会長： 宜しいですよ。それで宜しいですね皆さん。

(はいの声あり)

岸部会長： じゃそういう事にさせていただきます。

事務局： 早速準備も出来ましたので投票に入りたいと思います。投票する順番はステージに向かって左側の石井委員の方から順番に名前を読み上げますのでその順番通りに投票をお願いするという事になります。

(「投票箱を持ってまわってください」の声あり)

事務局： 分かりました。それでは箱を持って回りますのでよろしくお願いします。

……………(投票中)……………

事務局： それでは早速開票に入りますので、立会人の各町の議長さんよろしくお願いします。

……………(開票中)……………

岸部会長： お待たせいたしました。それでは発表いたします。総投票数が77でございます。これは、全部ですと84票なんでございますが、1票あるいは2票投票された方がございまして、総投票数が77票でございます。それで3位までが4つになりました。申し上げますと北秋田市、北杜市、北秋市それからひらがなの北あきた市。「北」とひらがなの「あきた」市ですね。それでは先ほどのお話のように、ご意見のように皆さん達からこのことに関しまして、この4つの名称に関しましてご意見を賜りたいと思います。出来れば話し合いで決めたいと言うふうなことでございますので宜しくお願いします。どなたからか口火を切って頂きたいと思いますが、はい、簾内委員さんどうぞ。

鷹巣町簾内委員： 4つに決まったので、ただ参考にダントツに多ければ、ここにいる委員の方のもう5割6割の方が1つを選んだとすれば私は、散らばって、4つ全部散らばってるよりもかなりの方が3つ選んだわけですので、中には2つもあるかも知れませんが、うんと多いとすればそれに決めてもいいのではないかと、というので4人の首長さんがここにいますからこら辺ちょっと話して貰ったら如何ですか。1つだけがうんと多いとなればそれに決まっても差し支えない様な気がします。

岸部会長： そういうご意見ですけど、皆さん、どうでしょう。

(賛成の声あり)

岸部会長： 賛成ですか。分かりました。

……………(4町長の協議)……………

岸部会長： それでは4町長と協議致しました。北秋田市が圧倒的に多いです。4番の北秋田市が圧倒的に多いです。北秋田市ってのは漢字の方でございます。何票、これは発表したら宜しいですか。これだけでも発表しますか。それではこれはですね総投票数は28人だけですけども、その内21人。北秋田市が21票ということです。後の方は宜しいですか。後いいですか。いや皆さんどうですか全部票数をすべきだという事であればそうしますが。

岸部会長： 後はね半分以下です。それじゃ、皆さんどうも有り難うございました。おめでとうございます。それでは北秋田市の誕生に向けてまた気合いを入れてこの次から頑張っていきたいと思います。有り難うございます。それでは事務局の方に次の協議内容等につきましてお願いします。

事務局： はい、今議長の方から北秋田市という漢字の方の名前がありますか、そうすればこの協議第12号、継続協議について調整の内容は、新市の名称は北秋田市とすると確認したという事になりますので宜しくお願ひしたいと思ひます。資料の箱書きになっている所に北秋田市と記入して下さいようにお願ひしたいと思ひます。

事務局： それでは次回第7回の提案事項についてご説明を申し上げたいと思ひます。今日配布致しました別冊の資料でございます。協議第28号になります。協議第28号の協議事項は国民健康保険事業の取扱いでございます。調整の内容に付いては6つありまして、1の国民健康保険税の税率については、合併時の医療費の動向をみながら、必要な負担額を算出した上で税率の検討を行い、平成17年度から新保険税率を設定する。(賦課方式について慎重に試算を行い、後日、別途提案する) 2つ目の国民健康保険税の納期等については、鷹巣町の例により合併時に統一する。3つ目が国民健康保険運営協議会については合併時に統合を図る。4つ目、成人病予防検診料助成事業については、合併時に統一する。5つ目が無受診世帯表彰事業については、合併時に廃止する。6つ目が診療報酬明細書点検、レセプト点検・管理の事務委託については、合併後に再編し、一元化するという6つの調整内容でございます。それで1ページについては賦課方式、税率について記載しております。なお調整方針の具体的な内容は上の方に書いてあるのでご覧になって下さるようお願いいたします。2ページ目が納期でございます。納期については鷹巣町の例により合併時に統一となっております。これに森吉町、阿仁町、合川町では仮賦課がありますので、これについて

は廃止するという事です。現在県内の69市町村では全て廃止して二つの町村だけが仮賦課を行ってるという内容でございます。7月1日に賦課が決まった時点で新市になった場合すぐ対応できるというような状況でございます。それから3ページ目が健康保険の運営協議会です。委員の中には被保険者代表、それから保険医薬剤師代表それから公益代表となっております。これについては、構成について鷹巣がそれぞれ3つの委員のなかの2人ずつ6名、合川町、森吉町、阿仁町がそれぞれ1名ずつと計の15の委員という具体的な内容があります。そして4ページ以降が成人病予防に係るもの、それから5ページが無受診世帯表彰、これも合併後に廃止という事ですけども、調べた中で県内の状況でも実施している所が少ないという事で、大部分が廃止になってるような状況であります。6ページ目が診療報酬となっております。8ページ目以降から国民健康保険の概要、そして保険税です。9ページが保険税について、10ページが鷹巣阿仁地域4町の現況という事でそれぞれ資料を記載しております。13ページ以降は県内の合併協議会の事例を掲載しております。16ページの次のページにカラーで納期について載せております。前の地方税の取扱いに関する言葉の中で町民税、固定資産税これについては国民健康保険税、それから介護保険料の関連がありますので納期については対応しながら設定するという事で話し合いしましたので、こういう形で健康保険税については7月から8期と、町民税固定資産税はそれぞれダブらないように4期ずつ、4期をそれぞれ行うという設定でございます。介護保険料も同じで8期という事で7月から2月という形の納期の設定の案でございます。次に協議29号介護保険事業の取扱いでございます。調整内容につきましては介護保険の事業の取扱いの調整内容これが、1は、介護保険事業計画については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18～22年度)は平成17年度に新市において策定し、平成18年度から運用する。2は、介護保険料については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、統一した新たな保険料は、第3期介護保険事業計画の策定で見直し、平成18年度より適用する。3は介護保険料の納期については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統一する。4番目は各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から鷹巣町の例により合併時に統一する。5つ目が介護認定審査会については、合併時まで調整を図るという事でこの中で介護保険事業計画というのがあります。現在第2期で第3期が先程言ったように18年度からですけども、これは介護保健法の第117条で規定されて、それぞれの市町村で策定されて県知事に提出するという形でございます。4町が同一の設定期日でございます。年度ですのでこの18年度の第3期介護保険事業計画が、新市にってから作成になるという対応ですので、こういう調整内容となります。1ページが介護保険の事業の策定。それ以降保険料、それから納期となっております。3ページは手数料それから介護認定審査会。4ページ以降が介護保険のしくみ。5ページが介護保険料についてです。6ページは介護保険料と

納付方法。1号から、1号被保険者それぞれ分けております。7ページが4町の介護保険事業の特別会計の状況でございます。なお14年度の決算を載せております。8ページ以降は各県内の協議会の事例でございます。納期については先程話した様に1期から8期までというふうな事でございます。次、協議第30号です。消防団の取扱いについてでございます。協議の消防団の取扱いの調整内容でございますけども、1は消防団について、合併時に統合する。2は組織について、団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とするという方向の中で新市になった場合の想定として支団長というのが新しくあります。それは既存のそれぞれの4つの町がありますので、その町に支団を置くという内容です。この支団の位置づけというのは副団長と同様の位置づけをするというふうな内容です。なおこれについては4町の消防団の幹部会などで協議されてきております。それから2ページは調整内容のなかで4つあります。報酬については鷹巣町の例による。部長については30,000円とする。2は水火災、訓練、警戒の出動手当については一律1回2,000円とする。3、山岳捜査については、山岳救助隊で対応する。4、その他の手当については、合併時まで調整する。右の方に具体的な内容という事で新市の消防団の報酬の案という事で掲載しております。それから山岳救助隊ですけども、これについては阿仁町、森吉町で遭難があった場合に警察署が主体となって山岳の捜査の展開をするという事で、こういうのは山岳会とか猟友会、消防団などが入って構成されておるようでございます。次の3ページは調整内容で、消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐということになっております。4ページは消防団の諸行事については、新市において調整を図る。5ページ以降は現在の4町の消防団の諸行事。6ページは消防団の取扱いに関する法令関係。7ページは県内の状況というふうに載せております。そして9ページは新しい新市の消防団の場合の構成図を載せております。10ページ以降は現在の町の消防団の構成図でございます。それから協議第31号の行政区の取扱いでございます。調整内容といたしましては1ページでありますけれども、行政区は現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、大規模区域については自治会と協議のうえ細分化する。2は行政協力委員については、新市において委嘱するときに合川町の区域についても新たに設置するという事で、1ページから2ページ、3ページ、4ページ、5ページそれぞれ6ページ、7ページまで現在の各、4つの町の方の掲載しております。なお合川町の区域という事は1つの行政区の中で200とか300というふうにあります。そういうものを考慮していきたいという事でございます。以上で次回の提案にしたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。以上でございます。

岸部会長：事務局の方はそれで宜しいですか。その他につきまして事務局でありますか。その他について出して下さい。

事務局： はいそれではその他という事で、合併特例法の主な改正点という資料が行ってると思いますが、それについてご説明したいと思います。

事務局： 資料ナンバー3と書かれております合併特例法の主な改正点という資料です。この3月9日に国会に提出されたときに、総務省が発表された資料をそのまま皆様の方にもお渡ししましたけれども、5月19日に可決されまして、5月26日には公布になっております。その内容につきまして今度は若干私達が資料を整理して説明したいと思いますのでよろしく願いいたします。まず合併特例法の改正については大きく3つございまして、そのうち、1つ目が合併特別区制度等の創設でございまして、今までの法律では、合併特例法では地域審議会、この設置は法で謳ってございましたけれども地域自治区と合併特別区、この創設を新たに加えたという改正がございます。この3つを比較できるような形にしたのが以下の表でございまして、主な点を説明させていただきますと、法人格につきましては合併特別区、これだけが特別地方公共団体ということで、法人格を有することになります。特別地方公共団体というのは、一部事務組合とか財産区の事でございまして、そういう形の法人格を持つということでございます。設定地域といたしましては、旧市町村単位という形になります。ただ合併に関係なく設置する場合は、新市が定める区域ということで、旧市町村に限らない区域でやることも出来ます。設置方法でございますけれども、基本的には合併に関する場合は、合併関係市町村の協議によって決めるということになります。設置期間ですけれども、やはり合併に関して設置する場合につきましては、協議で定める期間とか5年以内というふうに期間が区切られております。合併に関係なく設置する場合は、期限を区切らずに設置できるという事でございます。この地域審議会、地域自治区、合併特別区は、協議機関というものがございまして、それが地域審議会はそのとおり地域審議会でございます。権限は区域に関するものについて意見を述べるという形になっております。その点につきましては地域自治区も同じでございます。ただ合併特別区は、若干それをきっちとした形でさらに付け加わっております。まず1つ目が区に関するもので、市長から諮問されたもの又は市長が認めた物について意見を述べると、これは今までの他の地域審議会、地域協議会と同じでございますが、区の予算、合併特別区規則、首長との規約変更協議等について同意、決算の認定等の権限を持つ。続きまして次のページの方を見ていただきますと、区長でございますけれども、地域審議会は地域審議会としての組織だけを定めてございますので区長というふうな制度はございません。地域自治区に関しては、合併に際して設置する場合は区の事務所の長に替えて区長を置くことが出来るという形になっております。その区長の選任は新市の市長が選任するという形になります。合併特別区の場合も区長を置くことができまして、その区長は助役や支所長、出張所長を兼ねることができるということになっております。選任はやはり新市の市長が選任す

るといふ形になっております。続きまして事務、この3つの組織の担任する事務は何かといいますと、地域審議会は特に事務という形のものでございませぬけども、地域自治区は新市の事務を分掌するという形になってございまして、いわゆる支所と同じでございまして。合併特例区は支所というわけではございませぬで、区で処理することが効果的な事務、区域住民の生活利便性向上等のため、特に必要な事務こういふふうな形で3つ程上げられてございまして、逆に言いますとこの別なところで、法令で市が行おうとされている事務等を処理できないとなっておりますので、住民票の発行とかそういう事が合併特例区では出来ないという形になります。財源でございませぬけども、地域自治区の方は市と同じ様な形でございまして市の予算。支所と同じ様な形でございまして、市の予算という形になります。合併特例区になりますと区の予算が編成出来るという事になります。ただ区の予算というのは先程申しましたとおり区の事務に係る予算ですので、法令で市が行うとされている事務に関しては出来ないで、その予算は盛れないという形になります。この事務という、じゃどういふ事かという結構、地域のコミュニティーバスの運行だとか、地域の公民館の運営・管理だとかそういう法律で市が行うとされている以外の事務ですので、ちょっとこう列記するのが難しい形だなぁと思いますけれども、ただ合併特例区の場合、前にも説明したとおり、区長が支所長を兼ねることが出来ますので、一体となって仕事するという事が可能かと思っております。住居表示の点では地域自治区の方の合併に際して設置する場合、それと合併特例区、これも合併時、当然合併に際して進むわけですがこれもこれについては区の名称を冠するという形になります。ただ合併に関係なく設置する場合は最初からこれで行きますと、区の名称を冠することは出来ませぬ。ただ合併に際して区を作った場合、今度それが終わって通常地域自治区になった場合はこの名称そのまま引き継いで行けると、そういう格好になっております。以上が地域審議会、地域自治区、合併特例区の概要でございませぬけども、詳しくは、これにつきましては後日、地域審議会の取扱いでご審議願うこととなります。続いて2つ目としまして経過措置という事で、下の方に表を書いておりますけど今までは合併が17年3月31日までに完了しなければいけなかつたという事でございまして。ところが今回の改正で知事への届け出、申請が17年3月31日までであれば良いという形になってございまして、その中で合併期日を謳えば18年3月31日までに合併すれば良いという形になっております。3つ目としましては一部事務組合等の特例の拡充という事でございまして、一部事務組合の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合は、最大6カ月間、一部事務組合の規約の変更が猶予されるという形になってございまして。これが今回の合併特例法の改正の主な内容でございまして。宜しくお願いします。

岸部会長： 他の方はよろしいですか。

事務局： それから新市まちづくり計画についてお手元の資料についてご説明いたします。

事務局： それでは資料のナンバー4が配布になっていると思うんですが、ご覧になって頂きたいと思います。新市まちづくり計画についてでございます。この計画につきましては現在作業中
でございます、まだ検討協議という段階でございますが、これまでの経緯、経過等につきま
してご報告したいと思います。まずこの資料につきましては、1の新市まちづくり計画につきま
して、現在までの作業状況について。2は、新市まちづくり計画骨子について。3としまして新
市まちづくり計画「6章新市の施策」について。4は、新市まちづくり計画・第9章財政計画に
ついての一部抜粋等でございます。内容につきましては、1ページをご覧いただきたいと思います
と思います。新市まちづくり計画作業状況について、これまでの経緯及び今後の予定ということ
で載せてございます。これまで4月30日から5月31日まで計5回にわたりまして、財政担当
課長・企画担当課長会議を開催し検討してきてございます。また今後につきましては6月に
は北秋田地域振興局と事前協議、その後企画財政担当課長会議、幹事会等を経まして7月
の中旬頃の協議会にご提案したというふうに考えてございます。県との正式協議を経まして8
月の中旬に協議会の方で協議をお願いしたいと予定してございます。それでは2ページで
ございますが、新市まちづくり計画案の骨子でございます。1章・序章から始まりまして9章財
政計画までこの様な内容で作成して参りたいという事でございます。これにつきましては新市
将来構想の方からの一部抜粋なる部分があるかと思えます。次に3ページの第6章、新市の
施策関係でございますが、新市のまちづくり計画の骨子なる事業の検討協議の抜粋としまし
て、以下の8つの事業を提示しております。1つは観光拠点施設整備事業でございます。次
に市街地活性化事業、主要幹線道路整備事業。次のページは防災事業、スポーツ拠点整
備事業、地域イントラネット整備事業、新病院建設事業、新庁舎建設事業というふうになってご
ざいまして、それぞれの内容につきましては施策事業で施策の概要、事業予定年度をそれ
ぞれ掲載しております。次5ページ以降は第6章新市の施策につきましては、策定して
現在の状況でございます。第6章の1、(1)活力ある地域産業の振興では農林水産業の振
興、工業・地域産業の振興でございましてそれぞれの項目ごとにハード事業、ソフト事業
に分けて掲載して参りたいと考えてございます。つぎは(2)人が集まるにぎわいのあるま
ちづくり事業以降につきましてもそれぞれ計画を掲載しまして、それに基づきますハード事
業、ソフト事業ごとの施策事業名、事業の概要を掲載してございます。以降ずっとありまして
22ページまでこの様な形式で掲載しております。次23ページ第9章財政計画でござい
ますが、現在までの検討いたしました内容に基づいた計画をもって、第9章に財政計画を掲載す
る予定でございます。財政計画につきましては前提条件を23ページ、24ページに載せてご

ざいまして、25ページには歳入・歳出それぞれの財政計画を載せてございます。この中で単位を落としてございました。これは、100万円が単位でございますのでご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

岸部会長： はい有り難うございました。他に説明ありますか。

事務局： 今日の中で資料1、資料2というのを渡しております。資料1が、いま協定項目をいろいろ挙げておりますけども、5月、6月が月2回実施の予定が1回しか出来ないという事で、これは2回分今後延びるという設定のスケジュールです。資料2については、使用料の数字の訂正でございます。このような訂正がありますのでひとつご了承願ひたいと思ひます。以上です。それから次第7回の法定協議会でございますけども、予定は7月1日・木曜日午後2時から阿仁町ふるさと文化センターを会場に予定しております。、これから通知等を差し上げながら準備に入りますので、宜しく願ひ申し上げます。事務局の方から以上です。

岸部会長： はい有り難うございました。委員の皆さんから何かご発言ございましたら。はい山田委員さんどうぞ。

阿仁町山田(博)委員： ちょっと確認ですけども、今日新市の名称決まりました。名称が決定の後、何か賞をくれることになっていましたよね。それは、どう予定しているのかを確認させて下さい。

岸部会長： そうですね、事務局どうぞ。

事務局： 次回の7月1日のこの協議会の場で、委員全員の抽選で当選者を決めて、賞金、その他を贈呈するという計画です。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは他になければ今日の第6回の協議会を終了しますけども、今日は本当に大きな事を、新市の名称を決定して頂きまして有り難うございました。しかも非常に和やかなうちに、全員の総意の基に「北秋田市」が誕生いたしました事に感謝申し上げたいと思ひます。それでは、次回は阿仁町で会うこととなりますけども宜しく願ひします。どうも有り難うございました。ご苦勞様でございます。